

令和元年度 地方分権改革に関する提案募集

森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大

ヒアリング説明資料

林野庁

令和元年10月11日

重点番号25：森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大（農林水産省）

1. 現行制度について

- 平成24年4月から新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への事後届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。(森林法第10条の7の2)
- あわせて、森林法の施行に必要な限度で所有者情報を内部利用できる旨を規定(森林法第191条の2)
- これらにより、平成24年4月以降に届出義務がある者に関する固定資産課税台帳の情報については、市町村内部での利用が可能となったところ

2. 固定資産課税台帳情報の利用について

- 固定資産課税台帳の情報の利用の範囲が拡大すれば、森林法の各種届出(伐採及び伐採後の造林の届出等)の円滑な処理、林地台帳の精度向上、森林経営計画の作成の促進や、森林経営管理法に基づく所有者の探索の効率化など、市町村が行っている事務の効率化・簡素化の効果が期待
- ☑ 市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、総務省と連携して森林法等の改正を検討

森林法

(森林の土地の所有者となった旨の届出等)

第10条の7の2 地域森林計画の対象となつてゐる民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第23条第1項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(森林所有者等に関する情報の利用等)

第191条の2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(林地台帳の作成)

第191条の4 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

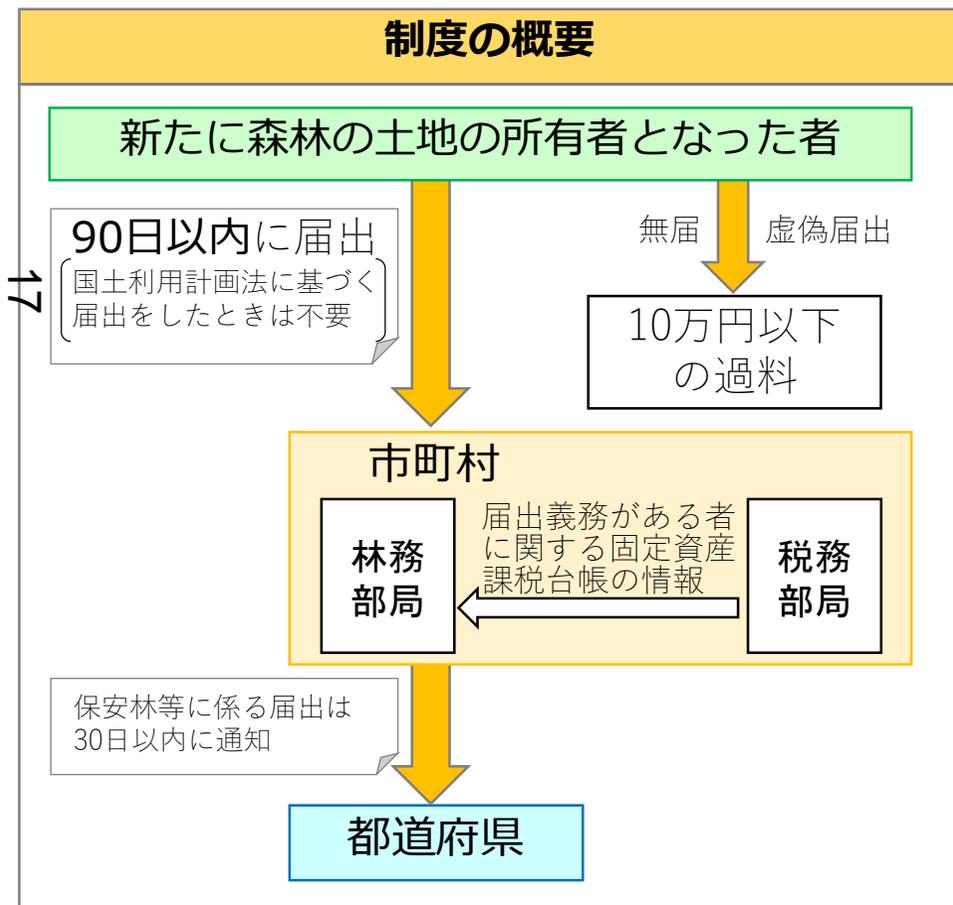
一～四 (略)

2 林地台帳の記載又は記載の修正若しくは抹消は、この法律の規定による申請、届出その他の手続により得られた情報に基づいて行うものとし、市町村は、林地台帳の正確な記載を確保するよう努めるものとする。

3 (略)

【参考】森林の土地所有者届出制度について（H23森林法改正）

- 平成24年4月から新たに森林の土地の所有者となった場合に市町村長への事後届出を義務付け、森林の土地の所有者の異動を把握。（森林法第10条の7の2）
- あわせて、森林法の施行に必要な限度で所有者情報を内部利用できる旨を規定（森林法第191条の2）

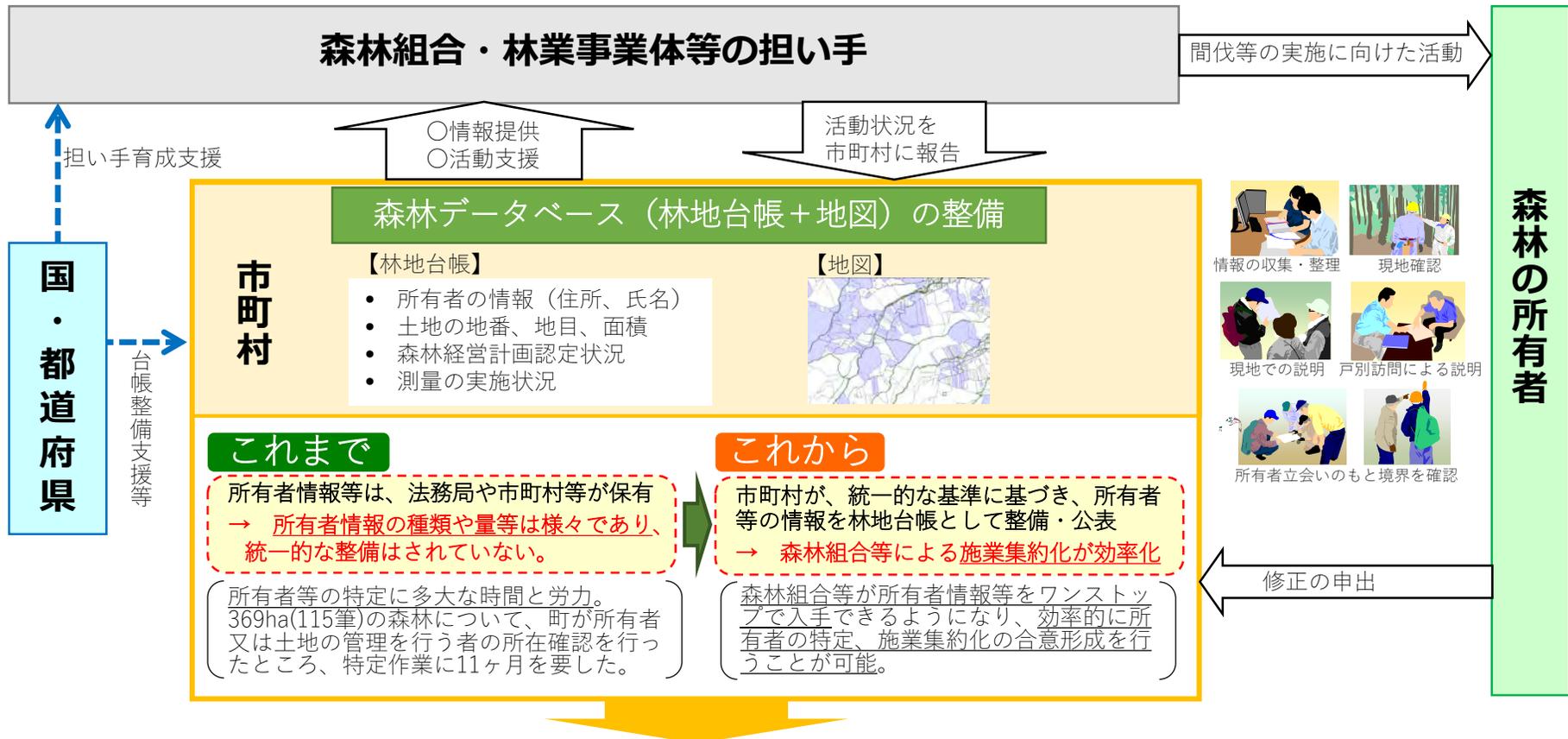


- ### 届出が必要となる場合
- ✓ 売買による森林の土地の取得
 - ただし、森林を含む土地について、次の面積の売買は国土利用計画法に基づく届出を行わなければならないため森林法上の届出は不要
 - 市街化区域 : 2,000m²以上
 - その他の都市計画区域 : 5,000m²以上
 - 都市計画区域外 : 10,000m²以上
 - ✓ 相続による森林の土地の取得
 - ✓ 贈与による森林の土地の取得
 - ✓ 森林の土地を所有している法人を買収（法人名義の変更を伴うもの）したことによる森林の土地の取得など
- ⇒全ての土地の所有権の移転が対象

【参考】林地台帳について（H28森林法改正）

- 森林の施業の集約化を推進するため、**林地の所有者**や**境界測量の状況**などの情報を**地番ごとに整理**した林地台帳を、**民有林が所在するすべての市町村**で整備する制度を創設（森林法第191条の4）
- **平成31年4月**より、台帳情報の一部を公表するとともに、森林所有者や森林組合、林業事業者等へ**情報提供**

18



所有者・境界が明らかになり、**施業の集約化が進み、間伐等推進、雇用創出、地域材活用**

固定資産課税台帳情報の活用について

- 固定資産課税台帳に記載されている情報のうち、
 - ・ 所在市町村、地番・地目・地積、登記名義人の住所・氏名など登記簿記載情報は提供可能。
 - ・ 評価額・課税標準額、登記簿情報と異なる所有者や住所情報などは、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できない。
- ただし、法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳の所有者情報が活用可能となる場合がある。

【固定資産課税台帳の情報提供を可能とした例】

- ・ 林務担当部局 : 森林所有者の把握を目的とした情報活用(森林法第191条の2)(平成24年4月1日施行)
- ・ 農業委員会 : 農地所有者の把握を目的とした情報活用(農地法第51条の2)(平成26年4月1日施行)
- ・ 空家等担当部局 : 空家等の所有者の把握を目的とした情報活用(空家法第10条)(平成27年2月26日施行)
- ・ 所有者不明土地等担当部局 : 地域福利増進事業等の対象区域の土地所有者の把握を目的とした情報活用
(所有者不明土地特措法第39条第1項)(平成30年11月15日施行)

地方税法(抄)

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

土地・家屋等の所有者等の把握が困難な場合の 税情報(所有者等情報)の提供に係る考え方について

○ 平成26年に成立した空家特措法では、固定資産税の課税や徴収のために保有する情報について、同法の「施行のために必要な限度において」、「空家等の所有者に関する」情報は、空家担当部局に対して情報提供しても、地方税法上の守秘義務に抵触しないものと解されているところ。

20 ○ これは、空家所有者等の探索等、土地・家屋等の所有者等の把握のために税情報を提供することについて、公益的な必要性が高いものであり、かつ所有者の把握が困難で、税情報の活用以外の代替手段では十分に目的を達成できないと認められ、保護法益との比較考量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、税情報の提供が許容されるものと整理したもの。

※ その他、所有者不明土地特措法等においても、同様の整理のもとに内部利用規定が措置されている。